

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成30年2月16日（金）

場 所：保健福祉局会議室

（井門明治安田生命ビル2階）

1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料1

京都市から概要説明があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

京都市の事例

<平成29年度 保健福祉NO. 2>

○(事) 国や他都市，航空会社に現状について確認したことを報告した（内容は以下のとおり）。

- ・ある自治体では，当事者から同様の相談を受け，航空会社に対して，配慮をお願いする旨の文書を送付したところ，航空会社から，「すぐには対応できないが，意見を踏まえ検討させていただく」旨の回答があった。
- ・料金について，ストレッチャーを設置する場合は，7～10席分を確保する必要があるが，確保した席分の料金から割り引いた料金設定がされている。それでも，障害のない人に比べて料金が高額になっているのが現状である。
- ・料金は届出制（自由設定）であり，行政としても事業者の自助努力に委ねるしかないのが現状である。また，事業者において自主的に料金の見直しをする等努力されている経過もある。
- 当事者から「障害のない人に対しては，格安チケットなどが配られたりしているのに，その分との格差が大きいことは納得ができない」との声を聞いたことがある。
- 当事者団体にヒアリングするなど，ニーズ調査をされてはどうか。
- 事業者も一定努力されており，これ以上のことを求めるとなると，行政側が補助するということも考えなければならないのではないか。
- 「障害のある人の移動」という広い視点で考える必要もあるではないか。また，ほかの公共交通機関についても，割引対象となっている障害者とそうでない障害者がいるなどの差がある。

<平成29年度 区役所・支所NO. 2>

- 職員によって対応がばらばらとのことであるが，自筆が困難な方に対して，代筆を認めることが合理的配慮の方法として考えられるべきことは，障害保健福祉推進室から各職場に通達などはされているか。
- (事) 「自筆が困難な方に対して，代筆を認めるなど柔軟に対応する」といった「事例集」を作成し，各局区等に周知している。また，本件も含め市が相談を受け対応した事例は，庁内にフィードバックしている。

<平成29年度 教育委員会NO. 1>

- 子どもの障害受容や告知に関して，親の立場として理解してほしいことがある。
親が子どもに障害があることを知らせることで，子どもがショックを受けて，更に状態が悪化することもある。また，ほかの子どもに知られて，いじめにつながることもある。
いつ，どのタイミングで知らせるかは，周りとの信頼関係ができていないかといったことも重要なことであり，親としては非常に悩ましい問題である。
- 安全に引き渡すためにメモを渡すことは，合理的配慮としては考え得ることである。これがいけないとなると，ほかに適切か方法があるのか悩んでしまう。
- 送迎車には，事業所名などが書かれているが，それもダメということになるのか。車を寄贈された場合は，書くことが求められたりするが。

○ 利用者の親から、車に事業所名を書いてほしくないという声は聞いたことがあり、マグネットで簡単に取り外しできるようにしている例もある。

放デイに通うことが、子どもには良い面もあるのに、それが、どこかマイナスイメージに捉えられているのではないか。本人や家族のみならず、周囲のそういった意識を変えていく必要もある。

<その他意見>

○ 差別の解消に向けては、一つの事例から、それが起きた根本的な原因がどこにあるかなど深く議論する時間も必要であるし、その積み上げが大事である。メンバーも一定時期で変わるし、既存のメンバーだけでは議論が深まらない事例もあると思う。

権利擁護部会に機能付加している差別解消支援地域協議会を独立させて議論する方法もあると思うが。

○(事) 時間については、今回から30分長くした。また、この間、部会は年2回の開催となっていたが、来年度は、年3回(時期=6月、9月、1月)とし、時間も2時間30分という形で、運用したいと考えている。

○ メンバーの交代は、どこの団体でもある。部会で議論された内容は、各団体でフィードバックしてもらい、情報共有を図るとともに、更なる取組にもつなげてもらいたい。

2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について(成年後見制度について)・・・・・・・・資料2

事務局から資料について説明があった後、次のような意見交換が行われた。(「(事)」は事務局の意見)

○ 後見監督人を選任することで、社会福祉法人や社団法人が法人後見することは可能か。

→○ 市民後見人の養成、法人後見の推進のための団体の育成は事実だが、手法は検討中。

○ 法定後見人の交代が柔軟に行えるように検討されている。

○ 京都市の報酬助成について、添付書類として裁判所に提出した書類をすべて提出することとなっているが、センシティブな情報も含まれており、問題と感じている。

○ 後見人等を選任したことで、本人にとって不利益となった事例はあるか。

→○ 不祥事のほとんどが親族後見人で起こっている。

○ 司法書士会の中で後見事業を専門的に扱うリーガルサポートでは、家庭裁判所への報告とは別に、年2回財産管理状況を内部でチェックする体制を整えている。

○ 報酬と業務内容を本人に示していくことは大事。

○(事) 法人後見については一定の情報が整えば、委員の方々にもフィードバックをしていきたい。成年後見制度を利用することでのリスク部分については、情報収集を継続する。今回の成年後見制度の権利擁護部会での議論は一旦終結とし、新しい課題が生じたときに、改めて協議を行いたい。

3 次回

平成30年6月頃を予定